

競争入札公告

日本文化人類学会において、下記の契約について競争に付します。

1. 競争入札事項

『文化人類学』(旧：民族学研究)(73巻～76巻の各巻1号、2号、3号、4号出版(直接出版費に限る)及び別冊“*Japanese Review of Cultural Anthropology*” Vol.9～12出版(直接出版費に限る))の購入(請負、役務の提供等)

2. 競争参加資格

- (1) 各省庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(全省庁統一規格)において、平成20年度における「物品の製造・物品の販売・役務の提供等」の区分においてA～Dの等級に格付けされている者であること。
- (2) 以下の競争参加者の制限に係る事項に該当しない者であること。
 - ア 特別の理由がある場合(未成年、被補佐人または被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者)を除くほか、本契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
 - イ 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間
 - 一 契約の履行にあたり故意に製造を粗雑にし、または物品の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - 五 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者。
 - 六 全各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。
- (3) 高度に学術的である雑誌の出版に関する十分な実績を有する者であること。

3. 入札方法

入札金額は、総額を記入すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4. 落札決定方法

本公告に示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、本会が作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とする。

5. 納入期限

- 平成21年3月31日 (『文化人類学』(旧:民族学研究)(73巻1号~4号)
及び別冊"Japanese Review of Cultural Anthropology"Vol.9)
- 平成22年3月31日 (『文化人類学』(旧:民族学研究)(74巻1号~4号)
及び別冊"Japanese Review of Cultural Anthropology"Vol.10)
- 平成23年3月31日 (『文化人類学』(旧:民族学研究)(75巻1号~4号)
及び別冊"Japanese Review of Cultural Anthropology"Vol.11)
- 平成24年3月31日 (『文化人類学』(旧:民族学研究)(76巻1号~4号)
及び別冊"Japanese Review of Cultural Anthropology"Vol.12)

6. 入札説明会

入札説明会は実施しない。入札希望者に入札説明書等一式を送付する。

7. 入札書等受領期限及び提出場所

平成20年5月1日(木)11時 日本文化人類学会事務局

8. 開札の日時及び場所

平成19年5月1日(木)14時 日本文化人類学会事務局

9. 入札の無効

下記のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格のないものの提出した入札書
- (2) 所定の事項の記載(押印を含む)のない入札書
- (3) 入札金額の記載が不明確なもの及び金額を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書
- (4) 契約の目的となる物件及び役務の名称に重大な誤りのある入札書
- (5) 所定の事項の記載(押印を含む)の判然としない入札書

10. 契約条件

別紙契約書(案)の通り

11. 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

12. その他 詳細は入札説明書による。

以上公告する。

平成20年4月17日

契約担当者

日本文化人類学会
会長 山本 真鳥

問い合わせ先

日本文化人類学会事務局
〒108-0073 東京都港区三田 2-1-1-813
電話 03-5232-0920

契約書（例）

件名 『文化人類学』（旧：民族学研究）（73 巻～76 巻の各巻 1 号、2 号、3 号、4 号出版（直接出版費に限る）及び別冊“*Japanese Review of Cultural Anthropology*” Vol.9～12 出版（直接出版費に限る））の購入（請負、役務の提供等）（詳細別紙の通り）

契約金額 金 円也（うち消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、上記契約金額に 105 分の 5 を乗じて得た金額である。

発注者 日本文化人類学会 会長 山本真鳥と供給者（請負者等）とは、上記の件について上記の代金額で次の条項により契約を結ぶものとする。

第1条 供給者は発注者に対し物品を供給（請負、役務を提供）するものとし、発注者はその対価を支払うものとする。

第2条 この契約において供給者（請負者等）が履行すべき給付内容は、仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第3条 物品等は日本文化人類学会が指定する場所に納入するものとする。

第4条 納入（完了）期限は別紙の通り。

第5条 納品書は日本文化人類学会事務局に送付するものとする。

第6条 代金は請求書を受領してから 30 日以内の日に支払うものとする。

第7条 代金の請求書は日本文化人類学会事務局に送付するものとする。

第8条 供給者（請負者等）の責めに帰すべき事由により納入（完了）期限内に納入を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを供給者（請負者等）に請求することができる。

第9条 発注者は、契約の目的物に瑕疵があるときは、供給者（請負者等）に対して、目的物の引き渡しを受けた日から相当の期間内に目的物の取替え若しくは修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

第10条 この契約について、訴訟の必要が生じたときには〇〇地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 この契約について、発注者供給者（請負者等）間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第12条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、双方協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者供給者（請負者等）は次に記名し押印するものとする。

この契約書は 2 通作成し、双方で 1 通を所持するものとする。

平成 20 年 月 日

発注者 東京都港区三田 2-1-1-813

日本文化人類学会

会長 山本真鳥

供給者（請負者等）

別紙
(内訳)

- ・『文化人類学』(旧：民族學研究) (73 卷 1 号～4 号)
及び別冊”*Japanese Review of Cultural Anthropology*”Vol.9
規格：B 5 版、縦
数量：各号及び別冊とも各 2,800 部。合計 14,000 部
納入期限：平成 21 年 3 月 31 日

- ・『文化人類学』(旧：民族學研究) (74 卷 1 号～4 号)
及び別冊”*Japanese Review of Cultural Anthropology*”Vol.10
規格：B 5 版、縦
数量：各号及び別冊とも各 2,800 部。合計 14,000 部
納入期限：平成 22 年 3 月 31 日

- ・『文化人類学』(旧：民族學研究) (75 卷 1 号～4 号)
及び別冊”*Japanese Review of Cultural Anthropology*”Vol.11
規格：B 5 版、縦
数量：各号及び別冊とも各 2,800 部。合計 14,000 部
納入期限：平成 23 年 3 月 31 日

- ・『文化人類学』(旧：民族學研究) (76 卷 1 号～4 号)
及び別冊”*Japanese Review of Cultural Anthropology*”Vol.12
規格：B 5 版、縦
数量：各号及び別冊とも各 2,800 部。合計 14,000 部
納入期限：平成 24 年 3 月 31 日